横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察

じめに

「名主文書」である。同家文書の特色はさまざまであるが、筆者は久(侊)家文書は、慶長初期から昭和初期まで一万一三八三点に及ぶ、(侊)家文書目録(1)」が刊行された。武蔵国横見郡久保田村の新井平成二十二年三月、埼玉県立文書館収蔵文書目録第49集「新井

保田村を含む周辺地域の支配体制に着目したい。なお、他の特色につ

埴生手合・千葉手合・野州手合・西郷手合・武州手合の五支配地域に締手合分」によれば、城附領(佐倉城下周辺)及び関東各地の飛地は、て領内を五つの地域に区分した。弘化四年(一八四七)「藩領村々取佐倉藩は、延享三年(一七四六)以降、出羽国山形領四万石を除い

平等寺

新土村新領古領

上谷

同州愛甲郡

下船子

に属した。武州手合の詳細については次の通りである。分けられている。久保田村を含む横見郡や埼玉郡の村々は、武州平

髙

木

謙

上代 長熊 馬橋 瓜坪新田 榎戸新田 大関新田 文違武州手合 代官河内駒之助(代官手代五名、名前略)

雁丸新田 高松 下台 墨 古沢 尾上 飯積 新橋 中沢上代 長熊 馬橋 瓜坪新田 榎戸新田 大関新田 文違

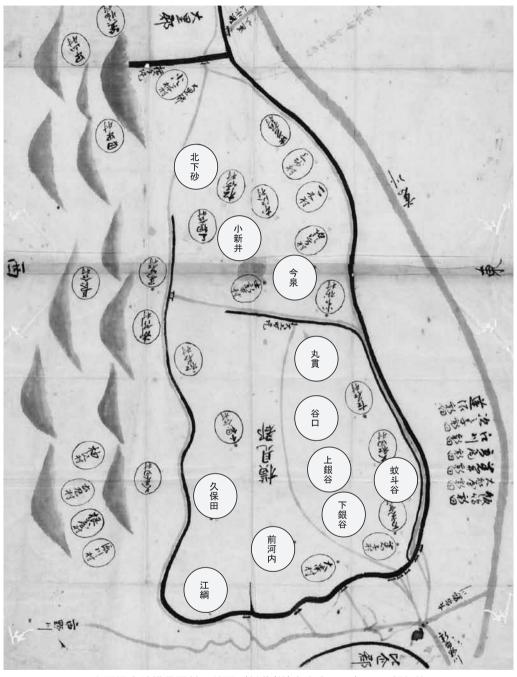
新中沢 立沢 高野 根木名 大和〔遠在〕武州埼玉郡 百間

同州橫見郡 蚁斗谷 下銀谷 上銀谷 谷口 丸貫 北下砂蓮谷 条原 青柳 上閏戸 高虫 北条崎 小演 下藤井 蓑沢(藤)

用田 今泉村両組 大組小組 吉岡 上落合定掛り忠右エ門組 久保田村両組 小園 国分 上河内 江綱 前河内 同州大住郡 打間木 小新井 西海地 大竹 相州高座郡 沼目 宮下

を村役人に達し、その施行を督励する役割を担っていた。 文中にある「代官河内駒之助」は、佐倉藩の代官であり、藩庁の

横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察(髙木)



大囲堤内外横見郡村々絵図 (新井(侊)家文書6162) に一部加筆

執り行っており、それらを指すと考えられる。 また、「久保田村両組」とあるが、久保田村は村内を四つの組に分けて村政を高組」についても、明和四年(一七六七)以降は二組に分けて村政をの組を指すと思われるが、もう一つの組は不明である。また「今泉村の組を指すと思われるが、もう一つの組は不明である。また「今泉村の組を指すと思われるが、もう一つの組は不明である。また「今泉村の組を指すと思われるが、を入保田村は村内を四つの組に分けまた、「久保田村両組」とあるが、久保田村は村内を四つの組に分けまた、「久保田村両組」とあるが、久保田村は村内を四つの組に分けまた、「久保田村両組」とあるが、久保田村は村内を四つの組に分けまた。

年貢収取の体制について

先述の通り、久保田村は四組に分かれていたため、年貢割付状や皆済目録、年貢割合・取立・勘定帳など年貢に関する文書が多量に残されている。なかでも年貢割付状は、万治二年(一六五九)十月に代官中川八郎左衛門によるものにはじまり、明治初期まで現存している。年貢割付状は、領主と村々の定期的な関係が読み取れる史料であるため、佐倉藩がどのように武蔵国の村々を支配していたのかを考察することができる。したがって本節では、年貢割付状を中心に取りあげていく。

【表1】(次頁以降参照)は、宝暦十三年から慶応三年(一八六七)

っていたのかをみていきたい。ある。この表から、佐倉藩がどのように武州手合の村々と関わりを持までの久保田村の年貢割付状を基にして作成した佐倉藩役人の一覧で

姓」格の代官(役高五○俵)を従えていた。 (3) 高層である「給人格」で民政の直接担当者であり、その下に「中小領柏倉陣屋で政務を月番で行っている。郡奉行は藩士の格としては最まず、佐倉藩の支配体制を先行研究から確認をしておく。佐倉藩にまず、佐倉藩の支配体制を先行研究から確認をしておく。佐倉藩に

みると、 一七俵) 在ではなかったのではないか、と述べられている。それは、法令発布 その結果から、 によりその詳細が明確になっている。文化十三年 (一八一六)、(5) 内訳は山方一、蔵方一、御預り所代官一があり、 れた管掌地のなかで自己の責任において民政を施行していくような存 愛甲郡・高座郡を直接管掌していた。また、年貢割付状・皆済目録を 水飼五八郎は、 の飛地を支配していたようである。さらにその下に郡奉行手代 る代官は三名程度であり、残り六名前後が城附領と出羽国山形領以外 (山方兼務一)であったことがわかる。このうち柏倉陣屋に詰めてい 代官支配の分掌については、木村礎氏による「佐倉藩雑記」の検証 宝暦十一年「正亮公御代分限帳」によれば、代官は一三名置かれ、(4) それぞれの管掌村に関係なく代官全員が署名している。 が二名、 佐倉藩の代官は、 城附領二ヶ所の他に武蔵国埼玉郡・横見郡及び相模国 代官手代 (役高一三俵~二○俵) 幕府代官とは異なり、 本来の代官は一〇名 が三〇名置かれた。 一定の与えら (役高

TT-I-Ab I -b	1.1.2.1.4.	No. 1. Laborate Circus	### # # L da	Selection de de DD	Mother Labora		
田中紋太夫	木村五太夫	伴村右衛門※2	蒲生誠太夫	渡辺冨右衛門※3			
田中紋太夫	木村五太夫	伴村右衛門※2	蒲生誠太夫	渡辺富右衛門※3			
田中紋太夫	木村五太夫	伴村右衛門※2	蒲生誠太夫	渡辺冨右衛門※3			
田中紋太夫	木村五太夫	伴村右衛門※2	蒲生誠太夫	渡辺冨右衛門※3	佐滕彦太大※4		
田中志左衛門※6	源田覚兵衛※3	木村五太夫	佐藤彦太夫※2				
田中志左衛門※6	源田覚兵衛*3	木村五太夫	佐藤彦太夫※2				
源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫					
源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫					
西山伝六	田中甚左衛門	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫			
西山伝六	田中甚左衛門	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫			
朝比奈新蔵**6	西山伝六	田中甚左衛門	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫		
朝比奈新蔵※6	西山伝六	田中甚左衛門	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫		
田中紋太夫	西山伝六※2	木村五太夫	源田覚兵衛	佐藤彦太夫			
田中紋太夫	西山伝六※2	木村五太夫	源田覚兵衛	佐藤彦太夫			
下坂新六	西山伝六※2	西山伝六	木村五太夫*1	源田覚兵衛	佐藤彦太夫		
下坂新六	田中紋太夫※2	西山伝六	木村五太夫**1	源田覚兵衛	佐藤彦太夫		
田中紋太夫	西山伝六※1	木村五太夫	源田覚兵衛	佐藤彦太夫			
田中紋太夫	西山伝六※1	木村五太夫	源田覚兵衛	佐藤彦太夫			
下坂新六	田中紋太夫	木村五太夫	源田覚兵衛	佐藤彦太夫	足立安左衛門		
下坂新六	田中紋太夫	木村五太夫	源田覚兵衛	佐藤彦太夫	足立安左衛門		
田中紋太夫	源田覚兵衛	足立安左衛門					
田中紋太夫	源田覚兵衛	足立安左衛門					
田中紋太夫	岡田弥五兵衛	源田覚兵衛	足立安左衛門※3				
田中紋太夫	岡田弥五兵衛	源田覚兵衛	足立安左衛門※3				
服部佐左衛門	田中紋太夫	源田覚兵衛	足立安左衛門				
服部佐左衛門	田中紋太夫	源田覚兵衛	足立安左衛門				
服部佐左衛門	田中紋太夫	源田覚兵衛	足立安左衛門				
服部佐左衛門	田中紋太夫	源田覚兵衛	足立安左衛門				
石嶋衛士左衛門		源田覚兵衛	足立安左衛門				
石嶋衛士左衛門		源田覚兵衛	足立安左衛門				
石嶋衛士左衛門	服部佐左衛門	佐藤彦太夫	源田覚兵衛*3	足立安左衛門			
石嶋衛士左衛門		佐藤彦太夫	源田覚兵衛*3	足立安左衛門			
石嶋衛士左衛門		足立安左衛門					
桜井五郎兵衛	石嶋衛士左衛門	源田覚兵衛	足立安左衛門				
桜井五郎兵衛	石嶋衛士左衛門	源田覚兵衛	足立安左衛門				
長新十郎※3	桜井五郎兵衛	石嶋衛士左衛門	足立安左衛門				
長新十郎※3	桜井五郎兵衛	石嶋衛士左衛門	足立安左衛門				
阿部鬼毛ヵ	村井孫太夫	長新十郎	石嶋衛士左衛門	山上仁左衛門	出野治郎兵衛		
	村井孫太夫	長新十郎	石嶋衛士左衛門		出野治郎兵衛		
阿部鬼毛ヵ	村井孫太夫	長新十郎	石嶋衛士左衛門		出野治郎兵衛		
阿部鬼毛ヵ	村井孫太夫	長新十郎	石嶋衛士左衛門		出野治郎兵衛		
阿部鬼毛ヵ	村井孫太夫	長新十郎※10	石嶋衛士左衛門		山上仁左衛門		
阿部鬼毛ヵ	長新十郎※10	石嶋衛士左衛門	村井孫太夫	出野治郎兵衛	山上仁左衛門		
阿部鬼毛ヵ	長新十郎※10		村井孫太夫	出野治郎兵衛	山上仁左衛門		
服部佐左衛門	阿部鬼毛ヵ	石嶋衛士左衛門	村井孫太夫	出野治郎兵衛	material PHI I		
服部佐左衛門	阿部鬼毛ヵ	石嶋衛士左衛門	村井孫太夫	出野治郎兵衛			
牧野小十郎	服部佐左衛門	阿部鬼毛力※3	石嶋衛士左衛門	村井孫太夫	出野治郎兵衛※3		
牧野小十郎	服部佐左衛門	阿部鬼毛ヵ※3	石嶋衛士左衛門		出野治郎兵衛※3		
大塚四郎三郎	牧野小十郎	松本浅右衛門	服部佐左衛門※10	村井新五左衛門※3	石嶋衛士左衛門		
大塚四郎三郎	牧野小十郎	松本浅右衛門	服部佐左衛門※10	村井新五左衛門※3	石嶋衛士左衛門		
伊沢伴左衛門	出野治郎兵衛	大塚四郎三郎	山上仁左衛門	村井新五左衛門	桜井五郎兵衛		
伊沢伴左衛門	出野治郎兵衛	大塚四郎三郎	山上仁左衛門	村井新五左衛門	桜井五郎兵衛		
				1.1.1 7 7 7 7 1 1 1 1 7 1 1 1 1 1 1	14.77.44以代刊	1	

No.	文書	久保田村組名	年月			佐倉藩役人	名 (※左から	署名捺印順)		
1	4008	新田宇左衛門組	宝暦 13 年 10 月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛*1	志田八百右衛門※1	山本源八	河西一郎次	水飼茂太夫	大塚四郎三郎
2		宇左衛門組	宝暦 13 年 10 月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛*1	志田八百右衛門※1		河西一郎次	水飼茂太夫	大塚四郎三郎
3	4325	新田惣兵衛組	宝暦 13 年 10 月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛**1		山本源八	河西一郎次	水飼茂太夫	大塚四郎三郎
4	4332	新田源治郎十兵衛組	宝暦 13 年 10 月	木村谷左衛門	出野治郎兵衛*1		山本源八	河西一郎次	水飼茂太夫	大塚四郎三郎
5	4302			富岡儀助		WITH CHATTER 1	ЩТРИЛ	PIE APIX	A SHOW AND A SHOW A SHO	75%HP-14
_	9322	新田宇左衛門組	明和元年 10 月		渡辺冨右衛門					
6	4306	宇左衛門組	明和元年 10 月	富岡儀助	渡辺冨右衛門					
7	4303	宇左衛門組	明和2年10月	冨岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫※2	佐藤彦太夫※1			
8	4304	新田宇左衛門組	明和2年10月	冨岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫※2	佐藤彦太夫※1			
9	4274	新田宇左衛門組	明和3年10月	冨岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫	佐藤彦太夫※5			
10	4305	宇左衛門組	明和3年10月	富岡儀助	大塚四郎三郎	木村五太夫	佐藤彦太夫※5			
11	4307	宇左衛門組	明和4年10月	冨岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫※2	佐藤彦太夫			
12	4308	新田宇左衛門組	明和4年10月	冨岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫※2	佐藤彦太夫			
13	4275	新田宇左衛門組	明和5年10月	富岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫※2			
14	4309	宇左衛門組	明和5年10月	冨岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫	佐藤彦太夫※2			
15	4276	宇左衛門組	明和6年10月	冨岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫※2	佐藤彦太夫			
16	4310	新田宇左衛門組	明和6年10月	冨岡儀助	源田覚兵衛	木村五太夫※2	佐藤彦太夫			
17	4277	宇左衛門組	明和7年10月	木村谷左衛門	佐久間権太夫	水飼茂太夫	富岡儀助	田中紋太夫※3	朝比奈新蔵	西山伝六
18	4278	新田宇左衛門組	明和7年10月	木村谷左衛門	佐久間権太夫	水飼茂太夫	富岡儀助	田中紋太夫※3	朝比奈新蔵	西山伝六
19	4280	宇左衛門組	明和8年10月	佐久間権太夫	水飼茂太夫	冨岡儀助	田中紋太夫	朝比奈新蔵	西山伝六※6	田中甚左衛門
20	4281	新田宇左衛門組	明和8年10月	佐久間権太夫	水飼茂太夫	冨岡儀助	田中紋太夫	朝比奈新蔵	西山伝六※6	田中甚左衛門
21	4241	宇左衛門組	明和9年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水飼茂太夫	冨岡儀助	田中紋太夫	朝比奈新蔵※6
22	4252	新田宇左衛門組	明和9年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水飼茂太夫	冨岡儀助	田中紋太夫	朝比奈新蔵※6
23	4242	宇左衛門組	安永2年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水飼茂太夫	富岡儀助	下坂新六	田中紋太夫※6
24	4311	新田宇左衛門組	安永2年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水飼茂太夫	冨岡儀助	下坂新六	田中紋太夫※6
25	4243	宇左衛門組	安永3年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水飼茂太夫	冨岡儀助	服部佐左衛門	下坂新六
26	4312	新田宇左衛門組	安永3年10月	小泉左助	逸見宗八	佐久間権太夫	水飼茂太夫	冨岡儀助	服部佐左衛門	下坂新六
27	4244	宇左衛門組	安永4年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫※7	水飼茂太夫	山本源八	出野治郎兵衛	服部佐左衛門
28	4313	新田宇左衛門組	安永4年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫**7	水飼茂太夫	山本源八	出野治郎兵衛	服部佐左衛門
29	4246	宇左衛門組	安永5年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	水飼茂太夫	服部佐左衛門	下坂新六
30	4247	新田宇左衛門組	安永5年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	水飼茂太夫	服部佐左衛門	下坂新六
31	4248	宇左衛門組	安永6年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	広田十郎太夫	水飼茂太夫	服部佐左衛門
32	4314	新田宇左衛門組	安永6年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	広田十郎太夫	水飼茂太夫	服部佐左衛門
33	4249	宇左衛門組	安永7年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	広田十郎太夫	服部佐左衛門	下坂新六
34	4315	新田宇左衛門組	安永7年10月	小泉左助	志村宇右衛門	佐久間権太夫	山本源八	広田十郎太夫	服部佐左衛門	下坂新六
35	4251	宇左衛門組	安永9年10月	小泉左助	志村宇右衛門	山本源八	望月清右衛門	広田十郎太夫	佐藤彦太夫	服部佐左衛門
36	4316	新田宇左衛門組	安永9年10月	小泉左助	志村宇右衛門	山本源八	望月清右衛門	広田十郎太夫	佐藤彦太夫	服部佐左衛門
37	4288	宇左衛門組	天明元年 10 月	小泉左助	志村宇右衛門	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
38	4293	新田宇左衛門組	天明元年 10 月	小泉左助	志村宇右衛門	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
39	4283	宇左衛門組	天明 2 年 10 月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
40	4294	新田宇左衛門組	天明2年10月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門
41	4284	宇左衛門組	天明 3 年 10 月	奈良嘉左衛門※8	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	桜井五郎兵衛
42	4295	新田宇左衛門組	天明 3 年 10 月	奈良嘉左衛門※8	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	佐藤彦太夫	桜井五郎兵衛
43	4285	宇左衛門組	天明 4 年 10 月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	梯内金助	桜井五郎兵衛
44	4296	新田宇左衛門組	天明4年10月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	梯内金助	桜井五郎兵衛
45	4289	宇左衛門組	天明 5 年 10 月	奈良嘉左衛門	小泉左助	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	長新十郎	桜井五郎兵衛
46	4287	新田宇左衛門組	天明6年10月	小泉左助	荒野佐兵衛※8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	山上造酒	長新十郎
47	4290	宇左衛門組	天明6年10月	小泉左助	荒野佐兵衛※8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	山上造酒	長新十郎
48	4286	新田宇左衛門組	天明7年10月	小泉左助※3	荒野佐兵衛※8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	出野治郎兵衛	山上造酒
49	4291	宇左衛門組	天明7年10月	小泉左助※3	荒野佐兵衛※8	志村宇右衛門	広田十郎太夫	山本源八	出野治郎兵衛	山上造酒
50		宇左衛門組	寛政2年10月	石井武八郎	太田近右衛門	小泉左助	水飼五八郎	広田十郎太夫**9		山本源八
-		新田宇左衛門組	寛政2年10月	石井武八郎	太田近右衛門	小泉左助	水飼五八郎	広田十郎太夫**9		山本源八
-	4149	宇左衛門組	寛政3年10月	石井武八郎	田中文之進	水飼五八郎	安塚久之丞	小泉左助※9	広田十郎太夫	山本源八
53		新田宇左衛門組	寛政3年10月	石井武八郎	田中文之進	水飼五八郎	安塚久之丞	小泉左助*9	広田十郎太夫	山本源八
54	4151	宇左衛門組	寛政4年閏10月	石井惣太夫	田中文之進※8	荒野佐兵衛	水飼五八郎	広田十郎太夫	山本源八	西山権右衛門
55		新田八郎右衛門組	寛政5年10月	石井惣太夫	田中文之進	水飼五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八
56		八郎右衛門組	寛政5年10月	石井惣太夫	田中文之進	水飼五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八
57	4144	新田八郎右衛門組	寛政6年10月	石井惣太夫	田中文之進※10	水飼五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八※10
58	4153	八郎右衛門組	寛政6年10月	石井惣太夫	田中文之進※10	水飼五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田十郎太夫	山本源八※10
59	4145	新田八郎右衛門組	寛政7年10月	森口亀八	石井惣太夫	水飼五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門※10		山本源八
	4154	八郎右衛門組	寛政7年10月	森口亀八	石井惣太夫	水飼五八郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門※10		山本源八
61			寛政 10 年 10 月	森口文助	藤本段九郎	石井六右衛門	水飼五郎四郎	荒野佐兵衛	望月清右衛門	広田新平
62		十郎右衛門組	寛政 10 年 10 月		藤本段九郎	石井六右衛門	水飼五郎四郎	荒野佐兵衞	望月清右衛門	広田新平

<u>Ŧi.</u>

62 4155 十郎右衛門組

64 4178 十郎右衛門組

石井六右衛門

水飼五郎四郎

水飼五郎四郎

藤本段九郎

奈良嘉左衛門

奈良嘉左衛門

寛政10年10月 森口文助

享和元年 10 月 森口文助

63 4176 新田十郎右衛門組 享和元年 10 月 森口文助

広田新平

山本九右衛門

山本九右衛門

望月清右衛門

広田新平

広田新平

荒野佐兵衛

荒野佐兵衛

荒野佐兵衛

水飼五郎四郎

成田鶴兵衛

成田鶴兵衛

							1		
大塚四郎三郎	服部佐左衛門	山上仁左衛門	村井新五左衛門						
大塚四郎三郎	服部佐左衛門	山上仁左衛門	村井新五左衛門	桜井五郎兵衛					
伊沢伴左衛門	大塚四郎三郎	服部佐左衛門	山上仁左衛門	村井新左衛門	桜井五郎兵衛				
石嶋衛士左衛門		大塚四郎三郎	山上仁左衛門	村井新左衛門	桜井五郎兵衛				
石嶋衛士左衛門		大塚四郎三郎	山上仁左衛門	村井新左衛門	桜井五郎兵衛				
石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	山上仁左衛門※3	村井新左衛門					
石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	山上仁左衛門※3	村井新左衛門					
桜井領助	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	村井新左衛門				
桜井五郎兵衛	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	村井新左衛門				
桜井五郎兵衛	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	村井新左衛門				
桜井五郎兵衛	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	村井新左衛門				
宅間市佐	桜井五郎兵衛	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	服部多膳			
宅間市佐	桜井五郎兵衛	佐藤彦太夫	石嶋衛士左衛門	大塚四郎三郎	伊沢伴左衛門	服部多膳			
伴重作	串戸五左衛門	宅間市佐	大塚四郎三郎	石嶋衛士左衛門	吉見治右衛門				
伴重作	串戸五左衛門	宅間市佐	大塚四郎三郎	石嶋衛士左衛門	吉見治右衛門				
伴重作	串戸五左衛門	宅間市佐※7	大塚四郎三郎※10	石嶋衛士左衛門	青木安太夫	吉見治右衛門			
岡田弥五兵衛	井村甚馬	伴村右衛門	稲川岡右衛門	青木安太夫	吉見治右衛門※3	矢野一郎右衛門			
岡田弥五兵衛	井村甚馬	伴村右衛門	稲川岡右衛門	青木安太夫	吉見治右衛門※3	矢野一郎右衛門			
立見矢柄	小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	井村甚馬	伴村右衛門	青木安太夫		矢野一郎右衛門※10		
立見矢柄	小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	井村甚馬	伴村右衛門	青木安太夫		矢野一郎右衛門※10		
立見矢柄	小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	井村甚馬	伴村右衛門	青木安太夫		矢野一郎右衛門※10		
小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門	桜井五郎兵衛				
小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門	桜井五郎兵衛				
小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門	桜井五郎兵衛				
立見矢柄	小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門				
立見矢柄	小嶋善右衛門	岡田弥五兵衛	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門				
立見矢柄	小嶋善右衛門	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門	T 11.2. FM 1				
立見矢柄	小嶋善右衛門	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
立見矢柄	小嶋善右衛門	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
立見武左衛門	小嶋善右衛門	伴村右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
山上仁左衛門	荒野又右衛門	木村与次右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
山上仁左衛門		木村与次右衛門		串戸五左衛門					
	荒野又右衛門								
山上仁左衛門	荒野又右衛門	木村与次右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
	荒野又右衛門	木村与次右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
山上仁左衛門	荒野又右衛門	木村与次右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
山上仁左衛門	荒野又右衛門	木村与次右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
小嶋善右衛門	山上仁左衛門	荒野又右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
	山上仁左衛門	荒野又右衛門	青木安太夫	串戸五左衛門					
小嶋善右衛門	山上仁左衛門	荒野又右衛門	宮崎平大夫	青木安太夫					
小嶋善右衛門	山上仁左衛門	荒野又右衛門	宮崎平大夫	青木安太夫					
小嶋善右衛門	山上仁左衛門	荒野又右衛門	宮崎平大夫	青木安太夫					
小嶋善右衛門	山上仁左衛門	荒野又右衛門	今井翁助	宮崎平大夫	青木安太夫				
小嶋善右衛門	山上仁左衛門	荒野又右衛門	今井翁助	宮崎平大夫	青木安太夫				
田中甚左衛門	今井翁助	宮崎平大夫	荒野佐兵衛	青木安太夫					
木村五太夫	小嶋善右衛門	田中甚左衛門	今井翁助	宮崎平大夫	荒野佐兵衛	青木安太夫			
田中甚左衛門	荒野佐兵衛	河内十郎右衛門	小嶋善右衛門	宮崎平大夫	青木安太夫				
田中甚左衛門	荒野佐兵衛	河内十郎右衛門	小嶋善右衛門	宮崎平大夫	青木安太夫				
荒野佐兵衛	河内十郎右衛門	小嶋善右衛門	青木安太夫						
荒野佐兵衛	河内十郎右衛門	小嶋善右衛門	青木安太夫						
近藤九郎佐衛門	今井翁助	荒野又右衛門	小嶋善右衛門	桜井五郎兵衛	城左次右衛門				
近藤九郎佐衛門	今井翁助	荒野又右衛門	小嶋善右衛門	桜井五郎兵衛	城左次右衛門				
浅見七兵衛	近藤又太夫	今井翁助	荒野又右衛門	桜井五郎兵衛	城左次右衛門	小嶋善右衛門			
浅見七兵衛	近藤又太夫	荒野又右衛門	城左次右衛門	森村助左衛門	小嶋善右衛門※3				
浅見七兵衛	近藤又太夫	荒野又右衛門	城左次右衛門	森村助左衛門	小嶋善右衛門※3				
浅見七兵衛	近藤又太夫	荒野又右衛門	城左次右衛門	森村助左衛門	小嶋善右衛門※3				
牧野平兵衛	浅見七兵衛	荒野又右衛門	城左次右衛門	森村助左衛門					
川久保東馬	牧野平兵衛	木村徳左衛門	浅見七兵衛	荒野又右衛門	城左次右衛門	森村助左衛門			
川久保東馬	牧野平兵衛	木村徳左衛門	浅見七兵衛	荒野又右衛門	城左次右衛門	森村助左衛門			
川久保東馬	牧野平兵衛	木村徳左衛門	浅見七兵衛	荒野又右衛門	城左次右衛門	森村助左衛門			
牧野平兵衛	木村徳左衛門	浅見七兵衛	荒野又右衛門	森村助左衛門	城左次右衛門※3				
牧野平兵衛	木村徳左衛門	浅見七兵衛	荒野又右衛門	森村助左衛門	城左次右衛門※3				
菅谷周平	牧野平兵衛	大木楠右衛門	青木小太郎	宮崎伝治	宅間要蔵※3	永倉源太兵衛	浅見七兵衛	荒野又右衛門	城左次右衛門※13
菅谷周平	牧野平兵衛*3	大木楠右衛門	青木小太郎	宮崎伝治※14	宅間要蔵※3	永倉源太兵衛	浅見七兵衛	荒野又右衛門	
F117/10 F	7人科 1 六附 ** 3	//////////////////////////////////////	HALLWIN	Charles (Cl. 7.4	山門女殿本。	小归四人六門	いんだ しだ門	加却人行門门	

大築弥市

大宝庫三郎

阿部節造

田内秀次郎

荒野龍蔵

127 4205

新田久太夫組

慶応3年10月

渡辺又十郎※14

山口用之助

を根拠とするものであった など佐倉藩民政の実質的な担い手は代官ではなく郡奉行であったこと

前後による文書発給が定型化したようである。 当地域が佐倉藩領になり、 している役人が前年の二人から一三人に著しく増加している。これは 体的に窺っていきたい。 ことを示している。その後、代官の数は一時的に減少するが、 次に、 木村氏の検証を踏まえて、 宝暦十三年の年貢割付状をみると、署名捺印 同藩の役人による年貢収取体制が始まった 久保田村の実情を【表1】 から具

佐倉市) 行・宮崎平太夫・青木安太夫、以上である。(&) 年の年貢割付状に名を列ねている役人とほぼ一致し、城附領と飛地 飼五郎八、勘定頭山崎善右衛門・山上仁左衛門・荒野又右衛門 平尾一郎太夫・安塚右中太・柴田新左衛門・斎藤兵助・蒲生九蔵・水 確認でき、 奉行源田覚兵衛 · 足立安左衛門 · 佐藤彦太夫 (仮役) 、代官山 である。 を兼任していることが窺い知れる。 八・志村宇右衛門・小泉左助・広田十郎太夫・望月清右衛門の名前が 天保七年(一八三六)一月、 年貢割付状に署名捺印している藩の役人は、代官・勘定頭・郡奉行 の年貢割付状に名を列ねている役人は、 例えば、安永十年(一七八一)「御年始姓名書上」には、(6) 同時期の年貢割付状に署名捺印した者と一致する。 同藩領である下総国青菅村 これらの役人たちは、 代官井上兵右衛門 (現、 千葉県 また、 郡奉 [本源

記載があるように、署名はしているものの、

また、

所々に

「羽州御用

ニ付無印

B

「野州御用

ニ付無印

捺印をしていない役人の

「丰?」な保田村太田年青草亦漢丰

【衣乙】人体田州本田牛貝局炎遼衣								
宝暦12年(1762)12月	久太夫組	-	宝暦13年(1763)10月	宇左衛門組				
村高211石5斗7升3合		-	変化なし					
取米64石5合		-	変化なし					
取永14貫973文7歩		-	変化なし					
永15文9歩	去巳より納上木永	-	変化なし					
米1斗2升7合	御伝馬宿入用		米1石8斗2升9合	口米				
米4斗2升4合	米4斗2升4合 六尺給		永452文1歩	口永				
	/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/ \/	1	米5斗5升1合	夫米				
永529文8歩	御蔵前入用		永529文8歩	夫永				
納合米64石5斗5升6合		-	米66石3斗8升5合					
納合永15貫598文4歩		-	永16貫50文5歩					

#1H 7/1103/00007C13			7(10)(00)(0)				
宝暦13年(1763)10月	宇左衛門組	-	寛政10年(1798)10月	十郎右衛門組			
村高211石5斗7升3合		-	変化なし				
取米64石5合		-	取米52石9斗6升2合				
取永14貫973文7歩			変化なし				
永15文9歩	納上木永	-	変化なし				
米1石8斗2升9合	口米	-	米1石5斗1升3合	口米			
永452文1歩	口永	→	変化なし				
米5斗5升1合	夫米	-	変化なし				
永529文8歩	夫永	-	変化なし				
米66石3斗8升5合			米55石2斗6合				
永16貫50文5歩			変化なし				

月十郎右衛門組	→	天保6年(1835)10	月 休太夫組				
	-	変化なし					
	-	取米53石4斗3升9合					
	→	取永14貫857文8歩					
納上木永	-	変化なし					
口米	-	米1石5斗2升7合	口米				
口永	→	永448文6歩	口永				
夫米	-	変化なし					
夫永	-	変化なし					
納合米55石2斗6合							
納合永16貫50文5歩							
	納上木永 口米 口永 夫米	→ 前上木永 → □ □ □ 大 大 →	→ 変化なし → 取来53石4×3升9合 → 取来53石4×3升9合 → 取本14貫857文8歩 約上木永 → 変化なし □米 → 米1石5×2升7合 □水 → 本448文6歩 夫米 → 変化なし 大永 → 変化なし → 米55石5×1升7合				

新井(侊)家文書4329,4009,4155,4218より作成

枠組みに関係なく実施されていたことを示している 行うのではなく、 存在が確認できる。これは、 代官に一定の村を管掌させて年貢収取を

幕府領から佐倉藩

考察を加えておきたい

最後に、

久保田村本田に課せられた年貢高の実情について数量的

【表2】のように、宝暦十二年から同十三年は、

流動的に各飛地領へ配置させ、「手合」という支配の

八

なお、 組を指し、新井家五代・七代・八代・九代当主の名前が付けられてい 政十年になると取米が減少し、以降天保六年までほぼ変わっていない れないが、 形式が若干異なっている。一方で村高・取米・取永に変化はほぼみら 領になったため、高掛三役が口米・口永や夫役に変更されるなど記載 久太夫組・宇左衛門組・十郎右衛門組・休太夫組はそれぞれ同 付加税が増えたため、 納永高が上がっている。その後、 寛

たことがわかる 以上のような数量的考察から、 久保田村本田の年貢賦課の実情が変化することはほとんどなかっ 領主変遷及び支配体制の変更によっ る

史 料 二^[1]

られている。

廻状 水 餇 <u>Ŧi.</u> 郎 八

可為触知候、 植松求馬殿御家老被 此廻状早々順達可致候、 仰付候、 蚊斗谷村始 右之趣村中并寺社門前迄不洩様 以上

九月廿一日 水 餇 Ŧi. 郎 八 印

蚊 斗 谷 村

下 銀 谷 村

上 銀 谷 村

谷 村印

北 砂印 丸

村印

今 泉 両 組印

久保田村四

組

江 前 河 内 村 村

小 新 井 村印

発給した王政御一新の触などもみられる。また、藩の役人に変更があ(ロ)

った場合、【史料一】~

以外に佐倉役所が倹約令を出したり、(9)

同藩の勘定頭である荒野龍蔵が

たのか、

代官を中心に史料を抽出し、

具体的に検討していく

まず、

法令関係の史料であるが、久保田村には、幕府からの触、

達

のように伝達したのか、また臨時的な課役などをどのように扱って

藩の役人が触や達などの命令を飛地である久保田村にど

藩の命令伝達と臨時的な課役について

右村々

名主方

史 料 二 [12] 廻状 井 上 兵

助

印

(包紙)

横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察 (髙木) 蔵が代官にそれぞれ任命されたことが蚊斗谷村から順に村継ぎで伝え

が伝達し、【史料二】・【史料三】では、

大築弥市が山方代官に、

. 蒲生九

【史料一】は、植松求馬が家老に就任したことを代官水飼五郎八

【史料三】のように代官が廻状で村々に伝達し

九

文書館紀要第二十四号(二〇一一・三)

佐倉領武州横見郡蚊斗谷村始

大築弥市山方代官被 仰付候

右之趣村中并寺社門前迄不洩様可触知候、 此廻状早々順達可致候

以上

九月二十三日 井 上 兵 助 (FI)

蚊 斗 谷 村印 下 銀 谷 村印

銀 谷 村印 谷 \Box 村印

上

泉 両 組印 村印 北 小 新 下 井 村印 砂印

丸

今

久保田村四組印 前 河 内 村印

江 綱 村印

右村各方

史 料 三 [3]

平 田 半 + 郎

A

蚊斗谷村始

当月五日蒲生九蔵代官被 仰付候

当月十九日

於鍼樣御引越即日御婚礼被仰合候"付、 諸事相慎、 火之元別

入念可申候

当未石代浅草御蔵前御張紙直段米百俵"付、三拾五両"三両増 都合三拾八両、 両"米九斗弐升壱合替を以石代被 仰付候

右之趣承知可有之候、此廻状早々順達当村之役所『可相返候

以上

一月十八日 平 田 半 十郎

蚊

斗

谷

村印

下

銀

谷

村印

上 銀 谷 村印 谷 П 村印

貫 村印 北 下 砂印

丸

江 今 泉 両 村印 組印 久保田村四組印 前 河 内 村印

小 新 井 村印

右村各方

の名前が確認されている。さきの年貢割付状の考察でもわかるように、 山本源八→小泉左助、望月清右衛門→山本源八、広田十郎太夫→志村 には、代官の交替を七代当主宇左衛門堯知が記録している。文中には 代官の配置は極めて流動的であったため、村方でも文書にして把握す 宇右衛門、 ように割替が明確に書かれており、それぞれ管掌地と配下である手代 本稿では史料を掲載しないが、新井(侊)家文書「管割代官割替覚」(4) 志村宇右衛門→望月清右衛門、小泉左助→広田十郎太夫の

書である 佐倉藩の江戸上屋敷類焼に係る普請金の上納について村々に命じた文 官がどのように関係したのかをみていく。 【 史料 四 [15] 次に佐倉藩が久保田村に対して臨時的に徴収した課役について、代 【史料四】・【史料五】は、

ることが必要であったようである。

覚

一金弐拾両弐分也

吴即月 6.5.1917年11月11日 2.1916年 从内语 2.7946 全工内请权是、右*去春中江戸御上屋敷御類焼"付此度御普請被遊候"付、被仰付

候御用金高百石 "付三両宛之割合ヲ以納高之内半金上納請取候

以上

巳三月十日

冨 岡 儀

助

久保田村

四組名主方

史料五₁₆

四

覚

高銭四拾四貫八百文之内

一金六両也

右。江戸御上屋敷御普請仕、手伝人足平均割合賃銭之内不残上納

受取候、以上

午十一月七日

佐久間権太夫 印

久保田村

名主方

その他にも日光の手伝御用金や夫食拝借金の徴収などは代官の役割(タン)

大検見に際して役人廻村の日程や人数などを具体的に伝えて、その賄であり、文書がいくつか残されている。また、【史料六】・【史料七】は、

上料六[8]

いを村々に命じている。

覚

一米五升弐合五勺 田中紋太夫上下六人手代窪田庄九郎〆

人数拾四人 七人十月十七日夕より同十八日朝迄弐

賄但壱賄壱人"付三合七勺五才

右^{*}為大検見廻村之節賄書面之通申付候、以上

子十月十八日

窪

田庄九

郎

久保田村

名主中

(史料七⁽¹⁹⁾

久保田宇左衛門様 今泉村仲右衛門

覚

去丑十月五日昼より同七日朝迄上下五人御賄

但御壱人 三合七勺五才

此米一斗一升弐合五勺

御代官

広田十郎太夫様

御手代

稲村瀬右衛門様

間、御請取可被下候、尤小扶持方手形無之候間、仍氚御心得可被右御方様私方へ御泊り被遊候"付、書面之通御用之由今日遣申候

下候、以上

代官の職務は、徴税を中心とする民政一般だけではなく、村の治

横見郡久保田村にみる佐倉藩飛地領の基礎的考察(髙木)

文書館紀要第二十四号(二〇一一・三)

所から要請された文書である。 落人を見つけ次第、役所へ訴え出るように促す文書で、代官水飼五郎 安・警察に関わるものがある。【史料八】は、 ったものの等閑にされた一件で、取調べをするように伊奈半左衛門役 ある須野子新田の娘を誘引したことに対して、差し戻すように懸け合 八が伝達している。また、【史料九】は久保田村新田の市五郎が他領で 足軽佐藤宗蔵という欠

史料八₂₀

廻状 水 餇 Ŧi. 郎 八

蚊斗谷村始

足軽佐藤宗蔵と申者壱月十六日致欠落候始末不届「付三御奉行」御

領"おゐて見掛候ハ、役所"可訴出候、右之趣村中#寺社門前迄不洩 届之上、尋被 仰付候、依之於御領内見掛候ハ、召捕可訴出候、

樣可為得心候、此廻状早々順達可致候、以上

九月廿四日

水

餇 Ŧi.

郎 八

(FI)

蚊 斗 谷 村

下 銀 谷 村

上 銀 谷 村

谷 П 村印

丸

貫

村印

北 下 砂印

今 泉 両 組印

久保田村四組

史 料 九₂₁

「^{包紙}) 差紙

武州横見郡久保田村休太夫方 日 野 休 七 (F)

覚

久保田村

休太夫組

市五郎

伊勢次郎

鍋 吉

寅 五. 郎

亀 Ŧi. 郎

早々相糺飛脚同道"て無遅滞罷出、

右

八月十九日 日 野 休 t

之義可申達候、以上

右名前之者村方"有之候哉、

久保田村

休太夫方

右*伊奈半左衛門様御代官所横見郡須野子新田百姓新右衛門娘とら

江

小 前

井 内

右村々 村印

名主方

河 新

> 村 村

之者共当御領分之者"有之哉、相糺呉候様半左衛門様御役所より申合之者"差戻候様懸合候得共等閑"いたし置候由、右一件"付右名前を久保田村新田市五郎当七月十八日誘引出候"付、市五郎#同人組

来候間申遣候、尚又村役人印形持参可致候

おわりに

が残されているように思える。 総国佐倉藩の藩政に関係する史料が多く残されている。佐倉藩領の研総国佐倉藩の藩政に関係する史料が多く残されている。佐倉藩領の研総国佐倉藩の藩政に関係する史料が多く残されている。佐倉藩領の研新井(代)家文書は、武蔵国横見郡久保田村に関する史料は勿論、下

本稿では、恒常的な年貢収取の体制やそれに関わる代官の役割など を中心に取り上げ、「武州手合」の追究を試みた。考察の材料としては、 を中心に取り上げ、「武州手合」の追究を試みた。考察の材料としては、 「保受録 徒以下末々迄」などと比較検討することで、より実情を明 「保受録 徒以下末々迄」などと比較検討することで、より実情を明 (23) 人を抽出した。今後、「佐倉藩年寄部屋日記」や「佐倉藩紀氏雑録」、 (24) (25)

人は、城附領や出羽国山形領などを兼任していることが推測され、とが改めて確認できる。また、武蔵国久保田村を担当していた藩の役は、幕府領とは異なり、郡奉行・勘定頭・代官が複数人で管掌したこは、幕日】でわかるように、佐倉藩の飛地領における年貢収取の体制

を施行していくような存在ではなかった」という木村氏の評価を裏付の代官は「一定の与えられた管掌地のなかで自己の責任において民政年々流動的に配置されていたことがわかった。以上の考察により、藩

けるものとなりえるだろう。

とはほとんどなかったことが確認できた。により、久保田村では、支配体制の変容が年貢収取体制に影響するこい、幕府から藩への年貢収取体制変遷の実情について検討した。これ次に、久保田村本田の年貢割付状を編年順に並べて数量的考察を行

の飛地領支配について考察を深化させたい。
や廻状の分析を通して、個別に代官の役割・業績を明確にし、佐倉藩わたっていたことが確認できた。今後の課題としては、年貢皆済目録料を紹介するに止まったが、幕府代官同様に藩の代官の職務が多岐に佐倉藩の代官による命令伝達と臨時的な課役の徴収については、史

註

- 一九九七)、『藩史大事典』第二巻関東編(雄山閣、一九八九)(1) 木村礎「堀田佐倉藩の家臣団と藩領」(『藩領と大名』所収、名著出版
- 「藩領村々取締手合分」(『佐倉市史』巻一所収、佐倉市、一九七一)
- (3) 前掲論文(1)

2

- (4)「正亮公御代分限帳」(『千葉県史料近世篇 佐倉藩紀氏雑録』所収
- (5) 前掲論文(1) 千葉県、一九八四)

- 6 新井(侊)家文書 一八二九三
- (7) 天保七年一月、「申御年貢可納免定」(『佐倉市史』巻一所収、佐倉市 一九七一)
- $\widehat{\underline{10}}$

(9) 新井(侊)家文書

四九五五、四九七

8

役人名は署名捺印の順になっており、

後ほど地位が高い。

- 新井(侊)家文書 七七五六
- $\widehat{12}$ 11 新井(侊)家文書 新井(侊)家文書 一六三三六 一九七一七
- <u>13</u> 新井(侊)家文書 一七三七五
- 14 新井(侊)家文書 七六三五

新井(侊)家文書

一〇二九二

- $\widehat{16}$ <u>15</u> 新井(侊)家文書 一〇二九二
- <u>17</u> 新井(侊)家文書 一五五六一
- <u>19</u> 18 新井(侊)家文書 新井(侊)家文書 八〇一七一二 一八七八五
- 20 新井(侊)家文書 一六三三七
- 21 新井(侊)家文書 一七二五九
- 22 木村礎・杉本敏夫編『譜代藩政の展開と明治維新―下総佐倉藩―』(文
- 雅堂銀行研究社、一九六三)
- 『千葉県史料近世篇 佐倉藩年寄部屋日記 (一)』 (千葉県、一九八一)
- 24 『千葉県史料近世篇 佐倉藩紀氏雑録』(千葉県、一九八四)
- 佐倉市史料叢書『保受録 徒以下末々迄』(佐倉市、二〇〇三)